



Lions Clubs International  
**FOUNDATION**

ライオンズクラブ国際財団

# レオ奉仕交付金



ライオンズクラブ国際財団 (LCIF) のレオ奉仕交付金プログラムは、レオが労力奉仕を焦点とするボランティア活動を実施できるよう支援するために設けられました。LCIFの支援を受けて、レオは各地域社会におけるインパクトを高めながら、貴重なリーダーシップ・スキルやライフスキルを養うことができます。申請に成功すれば、奉仕の要素が強化され、レオとライオンズの協力が高まることになります。

レオ奉仕交付金は、1,500ドル～5,000ドルの金額で提供されます。地区と複合地区に申請資格があります。この交付金を受けるには、レオが奉仕事業の企画と実施に直接携わらなければなりません。資金は事業の企画と実施に伴う経費に充てることができます。これには事業を実行する上で必要となる資材・用品・機器等の購入が含まれますが、それらに限定されません。

申請書には、レオとライオンズの強固な協力が示されているべきです。まず、レオが率先して事業を企画し、交付金申請書を作成します。その上で、地区または複合地区が申請書に承認の署名を付して、LCIFに提出します。事業が条件を満たすには現地マッチング資金が必要となるので、レオとライオンズは協力して資金を調達することができます。事業の実施においても、両者の協力が重点が置かれるべきです。事業はレオが主導して実施する必要がありますが、レオとライオンズの協力は両者にとって、奉仕における真のパートナーとしての関係を認識する機会となります。

どの時点においても、地区または複合地区が進められるレオ奉仕交付金事業は1件のみです。複数国で構成される地区の場合には、個々の国に、手続き中の申請または進行中の事業が1件まで認められます。新たなレオ奉仕交付金申請書は、前回のレオ奉仕交付金事業が条件を満たす最終報告書の提出によって完了して初めて、提出することができます。



## 労力奉仕とは？

- ✓ 多くのレオが事業を完了するために必要な作業に積極的に取り組む
- ✓ レオが作業を監督するだけでなく、事業に積極的に参加する
- ✓ レオが物品を購入して配布するだけでなく、自らの手で奉仕に取り組むことで、事業に価値を添える

レオ奉仕交付金は5,000ドルを上限に申請できます。申請可能な最小金額は1,500ドルです。現地マッチング資金が必要です。申請者は、総事業予算の75%までを申請できます。

申請書は順次受理されます。特に申請期限はありませんが、申請書は事業開始の90日前までに提出されるべきです。

## 事業の例:

1. レオが公民館の塗装、清掃、修繕を行いました。レオ奉仕交付金は塗料・刷毛・ゴミ袋の購入と、建物の小規模な修繕に役立てられました。この事業はレオが企画し、レオとライオンズが協力して公民館の修繕を支援しました。
2. レオは地域の公園に、身体の不自由な人々のための「感覚の庭」を造りました。ライオンズは、レオが地域当局から必要な許可を得られるよう援助しました。ライオンズとレオは庭造りの作業をすべて担い、レオ奉仕交付金はベンチ・植栽・敷石の購入に役立てられました。
3. レオは高齢者のために夕食会を催し、食事を作って配りました。レオ奉仕交付金は食品・皿・食器の購入に役立てられました。ライオンズは、レオと地域の高齢者支援団体の橋渡しをし、レオが現地マッチング資金を調達できるよう支援しました。
4. レオは地震によって破壊された小学校に運動場を作りました。設備はすべて、レオとライオンズが自分たちで設置しました。ブランコ、シーソー、クライミングウォール、競技用ネットなど、交付金は運動場の設備に充てられました。
5. レオは、育児放棄された青少年の一時宿泊施設で多目的ルームの塗装を行い、設備を取り付けました。交付金は、塗料、家具、小規模な改修に充てられました。改修を終えてからも、レオは毎週施設を訪問し、青少年を教育活動に参加させています。
6. レオはゴミの管理システムを取り入れて環境状態を改善しました。交付金は、レオとライオンズが地域社会の全域に設置したゴミ箱と、ゴミの適切な処理を促す啓発資料に充てられました。レオはリサイクル可能な材料の収集、分別、販売も手伝い、プログラムに役立てました。

## 交付の対象となる事業の要件：

- ✓ レオが積極的に事業を実施する労力奉仕を伴う
- ✓ 地域で満たされていない人道的ニーズに対応する
- ✓ 注目度が高く、ライオンズとレオに対する地域社会の認識を高める
- ✓ レオクラブとライオンズクラブの協力を伴う

## 交付の対象とならない事業：

- x クラブ会費の支払い、準備金の確保、資金獲得活動への支援、または新クラブ結成
- x 主な受益者が一般の人々ではなく、ライオンズとレオである事業
- x 他の団体に資金を譲渡
- x 奨学金、賞金、贈呈品の提供
- x 経済的に困っている個人への支援
- x 既存の事業の継続的な経費または繰り返し生じる料金の支払い
- x 同じ事業に繰り返し、継続的に資金を提供
- x 交付金で物品を購入して届けること以上の労力奉仕を伴わない事業
- x レオがライオンズ主催のセミナー、会議、フォーラム、大会行事などに出席するための費用



1. 交付金の事業案は、すべてのライオンズ地区(単一、準、または複合)が提出できる。単一または準地区が申請する場合には、現職の地区ガバナーが申請書に署名し、地区キャビネットが決議によってそれを承認しなければならない。複合地区が申請する場合には、協議会議長が申請書に署名し、協議会が決議によってそれを承認するものとする。申請書が承認された適切なキャビネット会議または協議会会議の議事録が、申請書とともに提出されなければならない。
2. 申請できる交付金額は最大5,000ドル、最小1,500ドルである。申請が承認されても、承認された事業予算に基づき、必要な現地マッチング資金が調達されるまで交付金は支給されない。
3. どの時点においても、地区または複合地区が進められるレオ奉仕交付金事業は1件のみである。複数国で構成される地区の場合には、個々の国に、手続き中の申請または進行中の事業が1件まで認められる。
4. レオ奉仕交付金申請書はプロセスに必要な時間を考慮して、事業開始の少なくとも90日前までにLCIFに提出する必要がある。
5. 申請には、レオ/ライオンズの強固な協力が必要である。
6. レオ奉仕交付金プログラムの目的は、多くのレオクラブおよびライオンズクラブとその会員が積極的に取り組む比較的大規模な事業を支援することである。一つのレオクラブの事業、または積極的に取り組むボランティアの数が極度に少ない事業については、近隣に協力できる他のレオクラブやライオンズクラブが存在しない場合を除き、申請は奨励されない。
7. レオ奉仕交付金の目的は、新たな事業または既存の事業の拡大を支援することである。既存の事業の継続的な経費に充てることはできない。
8. 積極的に取り組むことに加えて、申請者は相当額の事業資金を確保しなければならない。申請できる金額は総事業予算の75%までとする(最大申請金額は5,000ドル)。差額は現地のライオンズとレオによって調達されるべきである。
9. いかなる場合にも、ある一つの事業に対して継続的に交付金が提供されることはない。レオ奉仕交付金を受ける事業は、最終報告書提出後1年の期間を置かなければ、全く同じ事業計画または同じ受益団体に対する新たな交付金を申請することができない。また、前回の交付金が目的を果たしたことが条件である。
10. 交付金申請を承認する権限はLCIF理事長に存する。

1. LCIFの資金援助を求める事業は、ライオンズの事業であることが明確に認識できるとともに、現地ライオンズが継続的に関与するものでなければならない。優先される事業は、ライオンズがボランティア奉仕を提供するとともに、従来から支援してきた実績があり、事業および/または関連施設の運営に資する明確に認識可能な役割を持つものである。
2. 各交付金申請は、事業自体の利点と、LCIF理事会が定める基準とLCIFの人的資金援助の優先事項を満たしている程度のみに基づき評価される。
3. LCIF交付金は、初期の開発(計画)段階にある事業を対象とするものである。LCIFが資金提供を求められる事業は、すでに開始されてはならない。これは、LCIFが決定を下す前に、賃借、ローン、または手付金によって部分的に確保され、あるいは取得された設備についても当てはまる。さらに、完了した事業は資金援助の対象とはならず、また交付金は借金の返済、準備金の設置、または交付金の承認に先立って生じた事業費の払い戻しに使用してはならない。払い戻しとして資金援助を申請する事業は対象から除外される。
4. LCIFに提出される申請書には、交付金事業の受益者となる単一の組織、法人、プログラム、または団体が明記されていなければならない。複数の受益組織を支援する事業を提案する申請は対象から除外される。
5. 申請地区外/国外で事業を実施しようとする地区または複合地区からの申請は、個別の事情に応じて検討される。交付金事業が申請地区の国外で行われる場合には、その事業は現地ライオンズ地区の承認を得るものとし、彼らが積極的に関与することが望ましい。クラブがあっても地区が編成されていない国については、事業実施地に最も近いクラブがその事業を承認する必要がある。いかなる場合にも、事業における現地ライオンズの役割に関する詳細な情報がLCIFに提供される必要がある。現時点でクラブが存在しない国々では、申請を行うライオンズ地区は、その事業を適切に監督、評価、および報告する能力があることを証明できなければならない。地区未編成地域からの交付金申請は、個別の事情に応じて、かつ国際協会の組織構成に従って検討される。
6. 交付金を申請するには、該当する交付金申請書に必要な事項を漏れなく記入することにより、事業案を提出しなければならない。事業予算は、事業の収入源と支出項目がすべて明記され、収入額と支出額が一致していなければならない。不備のある申請書や他の形式によって提出された事業案は、検討の対象とはならない。
7. 申請者が、申請に関するLCIFからの連絡に対して120日以内に返答しなかった場合には、その申請書は取り下げられたものとみなされる。再提出が必要となる場合がある。
8. 以前に却下または取り下げられた申請書については、却下/取り下げの理由に応じて内容を修正した場合にのみ、再提出することができる。
9. 現地マッチング資金は現金のみとする。土地、労働力、資材等の現物寄付は、交付金事業案の強みとなるので、事業を説明する際に強調されるべきではあるが、LCIFの交付金に対するマッチング資金の一部として予算に含めることはできない。また、現地マッチング資金は、提案されている事業のために直ちに使用できるか、拠出が誓約されている現金でなければならない。
10. 該当する場合には、申請書をLCIF理事会または他の承認機関による検討に付する前に、交付金申請に必要な現地マッチング資金の半分以上が集まっていることが確認されるものとする。資金が集まっていることを裏付ける最新の銀行取引明細書が提出されなければならない。承認の検討に先立ち集められているべき現地マッチング資金に関して独自の具体的なガイドラインが設けられている交付金プログラムにおいては、そのガイドラインに従う。

11. 申請者は、交付金承認日から6カ月以内に、現地マッチング資金を調達・確保しなければならない。注：LCIFは、現地マッチング資金が調達され、事業の実施に直ちに使用できるようになるまで、交付金を支給しない。交付金の対象として承認された事業は、妥当な期間内に実施されるものとし、交付金承認日より2年以内に完了しなければならない。期間延長は、個別の事情に応じて認められる場合がある。LCIFは、申請者と十分に協議した上で、この2年の期間内に開始されない、または十分な進捗が見られない事業に対する交付金を取り消す権限を有する。交付金を取り消された場合、適切な文書記録のない支出金はすべて、LCIFに返還されるものとする。
12. 承認された交付金は、交付金承諾書に記載された適切なライオンズ受給者（クラブ、地区、複合地区）を受取人として支払われる。交付金承認時の地区ガバナーまたは複合地区協議会議長が、事業実施期間中の交付金管理責任者を務めるものとする。クラブレベルの交付金の場合には、交付金承認時のクラブ会長が、事業実施期間中の交付金管理責任者を務めるものとする。交付金管理責任者は、LCIF交付金を事業のために使用し、用途を説明する責任を負う。事業が新会計年度に持ち越される場合には、交付金管理責任者は、その年度の地区キャビネットまたは複合地区協議会に、LCIFに提出した事業の経過報告書および最終報告書の写しを提出しなければならない。LCIFは、必要に応じて交付金管理責任者および事業委員長を交代させる権限を有する。複数国で構成される地区および地区未編成地域の交付金管理責任者と事業委員長は、個別の事情に応じて選出される。
13. ライオンズクラブの会員またはその家族は、LCIF交付金の結果として個人的または職業的な恩恵を受けたり、LCIFの援助を受ける事業から独占的な利益を受けたりしてはならない。寄付者および一般人に対するLCIFの説明責任を踏まえ、交付金受給者は、交付金支出を許可する署名権限のある交付金管理責任者、事業委員長、その他の個人が、本交付金の適用および遂行と相反する可能性のある、または相反するよう見える個人的、財政的、または職業的な利益を持つことのないよう、妥当な措置をすべて取らなければならない。利益相反がある、またはあるように見える場合には、直ちにそのことをLCIFに開示しなければならない。
14. 受給者は、本事業においてはライオンズ・インターナショナルが、その財団であるライオンズクラブ国際財団（LCIF）による支援を通して、役割を果たしたことを認識するものとする。事業が有形物を伴う場合には、「本事業はライオンズ・インターナショナルおよびその財団であるライオンズクラブ国際財団の協力を得て実現した」といった文言が刻まれた銘板や標識を、目立つ形で取り付ける必要がある。また、あらゆる広報関連資料においても同様に、本事業に対するライオンズ・インターナショナルとLCIFの関与に言及しなければならない。最終報告書提出時には、事業に対するライオンズ・インターナショナルとLCIFの関与が明示されていることを立証するものを合わせて提出しなければならない。この交付金を理由に取材を受けた場合には、その報道記事のコピーを交付金活動の記録の一部としてLCIFに提出する必要がある。
15. 交付金受給者は、事業完了後、事業の成果およびLCIF交付金の正確な用途を詳記した綿密な報告書を提出する責任を負う（報告用紙は交付金提供時の通知に添えて送付される）。完了した事業の報告書の提出を怠った交付金受給者は、以後さらなる交付金を受け取る資格を失うことになる。
16. 交付金受給者に影響を及ぼす為替レートまたは事業経費の変動にはLCIFの制御は及ばない。LCIFは、交付金受給者に別段または追加の援助を提供する義務を負わない。
17. LCIFは、LCIF交付金が使われた可能性のあるいかなる施設または設備についても、その所有権を一切放棄するとともに、すべての責任を否認する。LCIF交付金が使われた施設または設備の譲渡または売却を希望する場合には、交付金受給者はLCIFにその旨連絡し、かかる譲渡または売却によって恩恵を受ける対象者について、LCIF職員に相談するものとする。LCIFから書面による明確な承認がない限り、LCIF交付金が使われた施設または設備はすべて、交付金承諾書原本に記載の目的および規定ならびにLCIFの方針に従い、各地域で慈善を唯一の目的として当該の施設または設備を使用し続けていく適切な慈善団体に対してのみ、譲渡または売

却されなければならない。さらに、かかる施設または設備の譲渡あるいは売却によって得られた資金はすべて、各地域で慈善を唯一の目的として使用されなければならない、個人または慈善を目的としない団体に私的分配や私益をもたらすことがあってはならない。

18. 交付金申請書において医療施設への支援を要請する場合には、貧困者や無保険者を支援してきた実績のある非営利または公共施設に対するものに限り、検討の対象となる。
19. 車両購入に対する資金援助を行う交付金プログラムにおいては、交付金申請者は、1件の交付金申請につき1台を超える車両への支援を求めないものとする。1台を超える車両購入への支援を求める交付金申請については、審査プロセスにおいてさらに厳密な精査が行われ、複数の車両購入を正当化する説明が必要となる。さらにLCIFとしては、車両購入が唯一の主な事業経費ではない申請が望ましいが、入念に設計された事業においては車両購入が唯一の主要事業経費となる場合もあることを認める。

## レオ奉仕交付金申請書

### 事業の内容

1. 事業名：\_\_\_\_\_
2. 事業が行われる場所：\_\_\_\_\_
3. LCIFに対する申請額(米ドル)：\_\_\_\_\_
4. 事業に取り組む各レオクラブ名とレオクラブ番号を記入してください。実施を主導するレオクラブを指定してください。

	レオクラブ名	レオクラブ番号
1		
2		
3		

5. この事業による直接の受益者は何人ですか？
6. この事業によってどのような問題に対応するか、具体的に説明してください。
7. どういった行動計画と予定を立てていますか？
8. 事業にはどのような労力奉仕が含まれるか、説明してください。
9. この事業を実施するためにライオンズとレオはどのように協力するか、説明してください。

## 事業予算

下記の形式を使って、事業全体の予算の内訳をご記入ください。

1. 収入額と支出額は一致していなければなりません。
2. 収入欄には、すべての資金源を個別に列記し、それぞれの拠出額を明記してください。**承認に先立ち、現地マッチング資金の半分以上が集まっていなければなりません。**
3. d.財源ごとに状況(誓約、徴収済み、または見込み)を書き添えてください。「誓約」および「見込み」と記されている額については、その資金を事業に利用できるようになる日を記載してください。
4. 支出欄には経費を項目別に列記してください。購入予定の物品、サービス、項目については、すべて見積書を添えてください。

使用通貨: \_\_\_\_\_

米ドルに対する為替レート: \_\_\_\_\_

収入				支出			
資金源	金額	状況	注	経費項目		金額	経費に関する説明
ライオンズ				1			
				2			
パートナー				3			
				4			
LCIF		見込み		5			
				6			
合計	\$0.00				合計	\$0.00	

## 主な連絡窓口

この申請に関する今後の通信物の写しを受け取るべきライオンズ、レオ、および非ライオンズ全員の連絡先情報を提供してください。これには、現職のライオンズリーダー、事業委員長のほか、現職の複合地区/地区LCIFコーディネーターも含める必要があります。写しを受け取るべき全員の氏名、役職、住所、電話番号、Eメールアドレスを記載してください。

## 申請書の承認

- 各交付金申請書には、キャビネットまたは協議会が承認したことの証明が含まれていなければなりません。申請書が承認されたキャビネット(単一または準地区)会議または協議会(複合地区)会議の議事録を1部提出してください。
- 単一地区および準地区が申請する場合、**申請書には地区ガバナーの署名のみが必要です。**
- 複合地区が申請する場合、**申請書には協議会議長の署名のみが必要です。**

### 地区ガバナーの承認(単一地区および準地区レベルの交付金申請書)

ここに、私がLCIFレオ奉仕交付金の交付基準と交付金申請書を確認したことを証明します。私の知る限り、ここに提示された情報は正確であり、記述された通りの必要が存在します。私は、本申請書を承認するとともに、資金が交付された場合には、交付金管理責任者として、確実にその資金が適正かつ効果的に使用され、正当な会計処理、ならびにライオンズクラブ国際財団への定期的な報告が行われるよう、全力を尽くします。

---

地区ガバナー氏名

地区名

---

住所

---

電話番号

FAX番号

---

Eメール

---

署名

日付

### 協議会議長の承認(複合地区レベルの交付金申請書)

ここに、私がLCIFレオ奉仕交付金の交付基準と交付金申請書を確認したことを証明します。私の知る限り、ここに提示された情報は正確であり、記述された通りの必要が存在します。私は、本申請書を承認するとともに、資金が交付された場合には、交付金管理責任者として、確実にその資金が適正かつ効果的に使用され、正当な会計処理、ならびにライオンズクラブ国際財団への定期的な報告が行われるよう、全力を尽くします。

---

協議会議長氏名

複合地区名

---

住所

---

電話番号

FAX番号

---

Eメール

---

署名

日付

## 申請書提出前の確認事項

レオ奉仕交付金申請書を提出する前に、下記の確認事項に目を通し、申請書に不備がなく、LCIFに提出する準備が整っていることを確認してください。

- ✓ 申請書に記載されているすべての質問に詳しく答えた。
- ✓ 地区キャビネット会議（地区レベルの申請の場合）または複合地区協議会会議（複合地区レベルの申請の場合）の議事録が添えられている。
- ✓ 現職地区ガバナー（地区レベルの申請の場合）または現職複合地区協議会議長（複合地区レベルの申請の場合）による承認の署名が付されている。
- ✓ 購入予定のすべての項目の見積書が添えられている。
- ✓ LCIFに提出する前に、申請書類一式を保管用に複写した。

## 申請書の提出

申請書は、直接LCIFグローバル交付金部に提出しなければなりません。申請書が他の課を通して提出された場合には、申請期限を過ぎてからLCIFに届き、審査プロセスが遅れる原因になりかねないことをご了承ください。2週間以内に返答が得られない場合には、ご連絡の上、申請書が受理されたかをご確認ください。

記入済みの申請書と必要な補足書類は、郵送でもEメールでも受け付けておりますが、可能であればEメールでご提出ください。1部のみ下記宛てにお送りください。郵送でご提出の場合には、信頼のおける国際宅配便（DHL、FedExなど）をご利用ください。万一郵送中に紛失事故が生じても、追跡が可能となるはずです。

Lions Clubs International Foundation | Global Grants Division | 300 W. 22nd Street | Oak Brook, IL 60532-8842

会則地域1 (米国) – [USAGlobalGrants@lionsclubs.org](mailto:USAGlobalGrants@lionsclubs.org)

会則地域2 (カナダ) – [CANADAGlobalGrants@lionsclubs.org](mailto:CANADAGlobalGrants@lionsclubs.org)

会則地域3 (中南米・カリブ海諸島) – [LATAMGlobalGrants@lionsclubs.org](mailto:LATAMGlobalGrants@lionsclubs.org)

会則地域4 (ヨーロッパ) – [EUROPEGlobalGrants@lionsclubs.org](mailto:EUROPEGlobalGrants@lionsclubs.org)

会則地域5 (東洋東南アジア) – [OSEALGlobalGrants@lionsclubs.org](mailto:OSEALGlobalGrants@lionsclubs.org)

会則地域6 (インド、南アジア、中東) – [ISAMEGlobalGrants@lionsclubs.org](mailto:ISAMEGlobalGrants@lionsclubs.org)

会則地域7 (オーストラリア、ニュージーランド、インドネシア) – [ANZIGlobalGrants@lionsclubs.org](mailto:ANZIGlobalGrants@lionsclubs.org)

会則地域8 (アフリカ) – [AFRICAGlobalGrants@lionsclubs.org](mailto:AFRICAGlobalGrants@lionsclubs.org)



**Lions Clubs International**  
**FOUNDATION**

ライオンズクラブ国際財団  
グローバル交付金部  
300 W 22nd Street, Oak Brook, IL 60523  
[LCIFGlobalGrants@lionsclubs.org](mailto:LCIFGlobalGrants@lionsclubs.org) | [lcif.org](https://www.lcif.org)